

事 務 連 絡  
平成24年6月14日

各都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 予 防 課

「社会貢献委員会」が実施する平成24年度秋季全国予防運動にあわせた  
住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布等モデル事業の実施について

今般、一般社団法人全国消防機器協会より標記モデル事業を実施する旨の連絡がありましたので、事業概要を送付いたします。

本事業は、高齢者世帯に対し、無料で住宅用火災警報器等を配布する事業であり、住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

なお、本事業の問合せ及び申請については、直接下記へお願いいたします。

記

【問い合わせ及び申請先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階

一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局

TEL 03-3595-1868

FAX 03-3595-0189

Eメール [zenshouk@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:zenshouk@galaxy.ocn.ne.jp)

<連絡先>

消防庁予防課予防係 児玉・柳瀬

電話：03-5253-7523

メール：[t.yanase@soumu.go.jp](mailto:t.yanase@soumu.go.jp)

全消協第11号  
平成24年6月12日

消防庁 予防課長 渡邊 洋己 様

一般社団法人全国消防機器協会  
会長 田上 征



「社会貢献委員会」が実施する平成24年度秋季全国火災予防運動  
にあわせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布モデル事業  
への協力について(お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会（以下「協会」という。）におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、活動しているところであります。

平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを踏まえ、昨年度におきましては、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住宅用火災警報器を配布させていただいたところ です。

平成24年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住宅用火災警報器の更なる普及及び住宅用消火器の普及促進を図るため、別添2「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」を策定しました。この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。（事業の概要については、別添1参照）

つきましては、当該事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1 配布対象地区

配布対象地区は、住宅防火モデル地区又は住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配布及び取り付け等の事業に協力が可能な地区とする。

- (1)各都道府県において、原則として、二地区以内とすること。ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案にあつては、この限りではない。
- (2)一地区当たり配布対象となる高齢者等のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
- (3)消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
- (4)原則として、過去に当「社会貢献委員会」等から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。
- (5)報道機関等に積極的に事業の実施について広報し、情報提供をすること。

### 2 配布予定の住宅用火災警報器の数及び住宅用消火器の数

- (1)住宅用火災警報器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配布個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。
- (2)住宅用消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配布本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。

### 3 申請書

「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」別記様式1による。

### 4 申請期限

平成24年7月27日(金) 必着 (電子メール、FAXでの申込みも可とします。)

### 5 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局(担当者鈴木)  
TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189  
Eメール [zenshouk@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:zenshouk@galaxy.ocn.ne.jp)

別添 1

社会貢献委員会」が実施する平成24年度秋季全国火災予防運動にあわせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配付等モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

1. 事業内容

- ① 住宅防火対策推進の観点から、昨年度に引続き、高齢者世帯等に対する住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)及び住宅用消火器(以下「消火器」という。)の配付事業を行う。
- ② 配布事業は、住警器2,000個及び消火器500本とし、配布する地区には、原則として住警器100個及び消火器25本を配布する。  
ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案にあつては、この限りでない。
- ③ 配布先団体 当委員会が選定する地区の団体(20団体を上限とする)
- ④ 配布する者 一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

2. 実施方法

- ① 当該事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- ② 配布対象地区については、当委員会が定める「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱」に基づき選定し、9月上旬頃に決定通知を行う。
- ③ 配布及び取り付け時期  
秋の全国火災予防運動期間前に行う。(10月下旬に配布予定)

3. 今後のスケジュール

平成24年5月29日	「社会貢献委員会」開催
↓	
6月下旬	消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
↓	
7月30日	募集締め切り
↓	
8月下旬	配布先地域選定委員会の開催(配布先の決定)
↓	
9月上旬	配布先の決定通知。消防庁へ報告。
↓	
10月下旬	マスコミ発表、住宅用火災警報器及び住宅用消火器を配布決定者に配付 秋季火災予防運動に合わせて配布先団体による住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付け

## 住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施要綱

平成24年5月29日 制定  
一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

### 第1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」(以下「社会貢献委員会」という。)では、全国の高齢者世帯に住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布等を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及促進を行うことを目的とするものである。

### 第2 定義

住宅用火災警報器とは、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器(煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器以下「住警器」という。)とし、住宅用消火器とは、消火器の技術上の規格を定める省令(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器(以下「消火器」という。)とする。

### 第3 配布対象地区

住警器・消火器配布事業(以下「配布事業」という。)は、住宅防火モデル地区(以下「モデル地区」という。)又は住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)等が整備されている市町村(又は消防本部)内の地区のうち、25地区を限度とする。

### 第4 配布対象地区の要件

配布対象地区は、次の要件を満たし、かつ、配布事業に協力が可能な地区とする。

1. 各都道府県において原則として二地区以内とする。ただし、特に高い社会貢献

が認められる事業提案にあつてはこの限りではない。

2. 一地区当たり配布対象となる高齢者等のみの所帯が概ね100世帯以上である。
3. 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により配布した住警器及び消火器の設置が行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
4. 原則として過去に当「社会貢献委員会」等から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。
5. 報道機関に積極的に事業の実施について広報し、情報提供すること。

#### 第5 配布対象地区の選定方法

配布対象地区の選定については、別に定める「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布等モデル事業実施地区選定委員会」において審議決定する。

#### 第6 配布する住警器及び消火器の数量

1. 住警器2,000個及び消火器500本とする。
2. 一地区当たり原則として、住警器100個及び消火器25本を配布する。
3. 特に高い社会貢献が認められる提案にあつてはこの限りではない。

#### 第7 申請手続等

1. 第4に該当し、住警器及び消火器の配布を希望する者は、「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布申請書」（別記様式1）により、「社会貢献委員会」宛に申請するものとする。なお、提出された申請書類等は理由の如何を問わず返却致しません。
2. 社会貢献委員会は住警器及び消火器の配布を決定した場合は、配布の決定を受けた者（以下「配布対象者」という。）に「住宅用火災警報器・住宅用消火器配布書」をもって、配布決定について通知する。

#### 第8 住警器及び消火器の維持管理

配布後における住警器及び消火器の維持管理については、配布対象者の責任において行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月29日から実施する。

別記様式1

平成24年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請機関の  
名 称  
住 所  
代表者氏名  
連絡担当者氏名

連絡担当者住所  
TEL FAX  
Eメール

住宅用火災警報器・住宅用消火器の配布申請について、下記のとおり申請します。

記

1. 住宅防火モデル地区又は協議会等の名称等

名 称  
代 表 者 役 職  
氏 名  
指定（制定）年月日 昭和 年 月 日

2. 地区の状況

(1) 高齢者（災害時要援護者）のみの世帯数

約 \_\_\_\_\_ 世帯

(2) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等との協力体制

(住宅用火災警報器及び住宅用消火器の設置等、協力が得られる組織の状況)

協力が得られる組織数 \_\_\_\_\_ 組織  
" 人数 \_\_\_\_\_ 人

(3) 過去に市町村等から、無償で住宅用火災警報器又は消火器の交付を受けていますか。

いる ・ いない

(4) 過去に住宅防火対策優良組織等表彰を受けていますか。

いる ・ いない

(5) 住宅用火災警報器の設置及び使用法の啓蒙活動について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容がありましたら、具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

(6) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等）等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

3. 社会貢献事業実施にあたり、地区として特筆すべき内容等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

※ 参考となる資料等につきましては、別途貼付してください。



## 「社会貢献委員会」の活動状況について

一般社団法人 全国消防機器協会（以下「協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から23年度までの社会貢献委員会の活動状況等は、次の通りです。

### 1 「社会貢献委員会」の活動状況

#### （1）平成16年度

- ① 平成16年7月 「社会貢献委員会」を設置
- ② 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会経由で、高齢者に向けた住宅用火災警器を全国3地域（東京消防庁、名古屋消防局、金澤消防部）に1,000個寄贈
- ③ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

#### （2）平成17年度

- ① 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈
- ② 平成17年11月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国10地域に寄贈

#### （3）平成18年度

平成18年11月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国15地域に寄贈

#### （4）平成19年度

平成19年11月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国20地域に寄贈

#### （5）平成20年度

平成20年10月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

#### （6）平成21年度

平成21年10月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを4地域)に寄贈

(7) 平成22年度

① 平成22年10月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを5地域)に寄贈

② 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈

(8) 平成23年度

平成22年10月 高齢者に向けた住宅用火災警報器 2,000個を全国20地域に寄贈

2 平成23年度の住宅用火災警報器配付等モデル事業実施地区

平成23年度住宅用火災警報器配布等モデル事業実施地区一覧

都道府県	配布先決定団体
青森	八戸地域市町村圏事務組合消防本部 根城地区連合町内自主防災会
秋田	横手市消防本部 横手市社会福祉協議会
茨城	稲敷地方広域市町村圏事務組合 住宅用火災警報器設置推進実行計画
栃木	塩谷広域行政組合消防本部 塩谷町住宅用火災警報器設置推進会
東京	東京消防庁 浅草橋地区連合町会
新潟	村上市消防本部 村上市岩船地区 区長会
石川	奥能登広域圏事務組合 珠洲消防署 珠洲防火協会
長野	長野市消防局中央消防署 七二会地区自主防災組織連絡協議会
兵庫	北はりま消防組合 西脇区

奈良	山辺広域行政事務組合消防本部 磯城婦人防災クラブ
和歌山	御坊市消防本部 御坊市住宅用火災警報器設置推進連絡会
岡山	真庭市消防本部 真庭圏域防火委員会
愛媛	八幡浜地区施設事務組合消防本部 白浜地区自主防災会
高知	高幡消防組合 大正地区女性防火クラブ連合会
佐賀	伊万里市消防本部 二里町区長会
長崎	対馬市消防本部 対馬市婦人防火クラブ連絡協議会
熊本	熊本市消防局 出水南校区自治協議会
宮崎	宮崎県五ヶ瀬町総務課 三ヶ所地区住宅用火災警報器設置推進連絡会
鹿児島	大島地区消防組合 奄美市住警器設置推進会議
沖縄	豊見城市消防本部 豊見城市女性防火クラブ